

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

- (1) 陳情第112号 マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行することを求める陳情
- (2) 陳情第113号 マイナ保険証の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行する手続を、保険者に対応させるよう求める意見書を国に対して提出することを求める陳情

資料 1 本市国民健康保険における資格確認書等に係る対応について

参考資料 1～3 厚生労働省発出の事務連絡

参考資料 4 国保だより第178号

参考資料 5 国保一斉更新周知ポスター

参考資料 6 国保だより第179号

参考資料 7 第194回社会保障審議会医療保険部会抜粋資料

令和7年6月13日

健康福祉局

本市国民健康保険における資格確認書等に係る対応について

1 これまでの経緯

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、マイナンバーカードと健康保険証を一体化（マイナ保険証）し、従来の健康保険証を原則廃止するとともに、マイナ保険証を持たない方に対しては本人等の申請に基づき、資格確認書を交付することとされた。

また、同法付則において、資格確認書は当面の間は申請によらず、保険者から職権で交付できることとされた。

本市国保におきましては、同法が施行された令和6年12月2日以降、新規加入者等に対して、マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を、保有している方には「資格情報のお知らせ」を交付。

○国民健康保険法【抜粋】

（届出等）

第九条 世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付～略～を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行つた世帯主に対しては当該書面を交付するものと～略～する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律【抜粋】

附 則

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 保険者は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付～略～することができる。

2 前項の規定は、～略～第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第二項～略～の規定による書面の交付について準用する。

2 厚生労働省からの事務連絡

- (1) 令和6年9月26日付け「後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の取扱いについて」
「後期高齢者は、ITに不慣れなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要すると考えられるほか、75歳到達や転居に伴う後期高齢者医療への加入に際し資格取得届出の提出が省略されていることから、令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、令和6年12月2日以降、新規加入者等に対してマイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする」旨が示された。【参考資料1】
- (2) 令和7年4月3日付け「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」
「マイナ保険証を基本とする仕組みに円滑に移行する観点から、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年8月の年次更新において、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とするとともに、本年8月以降、新規加入者や券面情報に変更が生じた者についても、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象とする」旨が示された。【参考資料2】
- (3) 令和7年5月30日付け「国民健康保険における資格確認書の取扱いについて」
「国民健康保険の被保険者には様々な年代・属性の方が含まれており、後期高齢者のように、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いと言える状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に職権交付するコスト等も考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではない」旨が示された。【参考資料3】

3 本市国民健康保険被保険者のマイナンバーカード及びマイナ保険証の状況について

- (1) マイナンバーカード保有者数
令和7年4月末現在、161,385名、71.6%（被保険者数：225,159名）
- (2) マイナンバーカード保有かつ保険証登録者数
令和7年4月末現在、133,238名、59.9%（被保険者数：225,159名）

4 本市における資格確認書等発送に係る対応状況及び今後の予定

これまで、例年8月1日から翌年7月末まで一年間有効な被保険者証を、7月上旬から順次発送していたため、今年度についても同様に7月上旬からマイナ保険証の保有状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送予定

(1) 5月下旬：今年度からの制度変更の事前周知として国保加入全世帯に「国保だより第178号」を発送【参考資料4】

[1]

令和7年5月
第178号

国保だより

編集
川崎市健康福祉局
医療保険部医療保険課

被保険者証の8月以降の取扱いについて

国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降、神奈川県国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)を新たに交付することができなくなり、「マイナ保険証」による医療機関等の受診を認める仕組みに移行しました。令和6年12月1日までに交付した被保険者証の有効期限は最長で令和7年7月31日までです。
令和7年8月1日以降に医療機関等を受診する際は、**マイナ保険証(※1)をお持ちの方は「マイナンバーカード」、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書(※2)」をご提示ください。**
8月1日からご使用いただく「資格確認書」や、マイナ保険証をお持ちの方に送付する「資格情報のお知らせ」は7月中旬から順次送付します。 ※1 健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード ※2 「神奈川県国民健康保険資格確認書」の略称

事前に次の内容をご確認ください！

マイナンバーカードをお持ちですか。

○(持っている) ×(持っていない)

健康保険証の利用登録はしていますか。

○(登録している) ×(登録していない)

※後述の「健康保険証の利用登録状況の確認方法」をご参照ください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限内ですか。

※P.2の「電子証明書の有効期限の確認方法」をご参照ください。

○(期限内) ×(期限が切れている)

「資格情報のお知らせ」を送付します 「資格確認書」を送付します

健康保険証の利用登録状況の確認方法

健康保険証の利用登録状況は「マイナポータル」又は各区役所に設置している「マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナー」でご確認いただけます。

マイナポータル

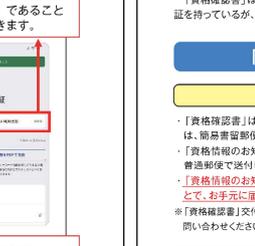


【画面イメージ】

「未登録」であることが確認できます。



「登録済」であることが確認できます。



「未登録」の方でも「登録」を押下すれば、利用登録が可能です。

「マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナー」

ご自身でマイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みや、マイナポータルの閲覧等が困難な方の支援窓口として、各区役所に「川崎市マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナー」を設置しています。詳細は川崎ホームページをご参照ください

「マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナー」

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000154839.html>



[2]

電子証明書の有効期限の確認方法

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、マイナポータル、マイナンバーカードの券面などで確認できます。
各区役所に設置している「マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナー」もご利用ください。(詳細はP.1参照)





(出典元:厚生労働省ホームページ)

電子証明書の更新方法など、マイナンバーカードの電子証明書のことでご不明な点がございましたら、川崎市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000105058.html>

「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」について

○「資格情報のお知らせ」について

「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証をお持ちの方に送付します。「資格情報のお知らせ」を送付する目的は次のとおりです。

- 川崎市国保に加入している際の、資格情報(被保険者証番号・番号・後帯や適用開始年月日等)をお知らせするため。
- 医療機関等に設置されているカードリーダーやオンライン資格確認システムの不具合などにより、マイナ保険証が使用できない場合に、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」を提示することで、保険適用が受けられるため。

<注意> 「資格情報のお知らせ」だけを医療機関等にご提示いただいても、保険適用は受けられません。
必ずマイナンバーカードをご提示ください。

○「資格確認書」について

「資格確認書」は、マイナ保険証をお持ちでない方(マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方を含む)や、P.3の「マイナ保険証を持っているが、マイナ保険証での医療機関等の受診が困難な方」に送付します。

「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の年次更新について

「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」の送付方法

「資格確認書」は原則、特定記録郵便で送付します。例外として、簡易書留郵便での送付を希望する旨の申出(※)をいただいた方には、簡易書留郵便で送付します。

「資格情報のお知らせ」は一律、普通郵便で送付します。これまで「被保険者証」の簡易書留郵便での送付を希望されていた方でも普通郵便で送付しますので、ご容赦ください。

「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」は別の封筒で送付しますので、同じ世帯であっても**マイナ保険証をお持ちの方と持っていない方と、お手元に届く時期が異なります。**

※「資格確認書」交付対象の方で簡易書留郵便での送付を希望する場合は、5月30日(金)までに川崎市コールセンター(044-200-0783)までお問い合わせください。なお、過去に「被保険者証」の簡易書留郵便での送付希望の申出をされた方は、再度の申出は不要です。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、解除ができません

健康保険証利用が登録済となっている方が登録の解除を希望する場合は、お住まいの区の区役所健康年金課窓口または郵送にて、6月8日(金)までにお手続きください(郵送の場合は必至)。6月9日(月)以降にお手続きされた場合、行き違いで「資格情報のお知らせ」が7月中旬に届く場合がありますので、ご容赦ください。その他、お手続きに必要な持ち物等は川崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000122819.html>

なお、「マイナンバー情報登録・閲覧支援コーナー」では、健康保険証利用登録の解除手続きはできません。



- (3) 7月上旬～：マイナ保険証の保有状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送予定。その際に制度周知のため「国保だより 179号」を同封【参考資料6】

5 本市の考え方

国民健康保険法第九条第二項において「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」すなわちマイナ保険証を保有していない場合等に、申請に基づき資格確認書を交付することとされており、また、マイナンバー法改正法の付則第十五条において「保険者は必要があると認めるときは、当分の間、職権で交付することができる」、同第二項において「前項の規定は国民健康保険法第九条第二項について準用する」とされていることから、職権で資格確認書を交付する際にも、対象はマイナ保険証を保有していない方等に限られると解釈しております。

また、国の方針に基づき既に制度周知を始めとして発送の準備を進めており、マイナ保険証の保有状況によらず国保加入者全員に資格確認書を交付することは、これまで周知してきた内容と異なり混乱を招くことが想定されるため、実施は難しいと認識しております。